今. 憲法問題を語る一憲法問題対策センター活動報告一

第49回 憲法出前講座の活動報告

憲法問題対策センター市民・高校生部会 部会員 片山 雅也 (59期)

1 市民・高校生部会の活動内容

当会の憲法問題対策センター市民・高校生部会では、主に中高生を対象に憲法出前講座を行っています。教科書にも取り上げられている有名な憲法判例を題材に、憲法の理念や基本的人権の重要性等をわかりやすく、リアリティーをもって理解してもらうことを目標に中学校や高校等で憲法の出前講座を行っています。

多くの生徒にとっては、学校の授業で勉強する対象にすぎない憲法について、まさに現実の社会において基本的人権を保障する重要な役割を担っていることを、憲法判例を題材にすることで、リアリティーをもって伝えることができるよう活動しています。

また、どの講師が担当したとしても憲法出前講座 の質が一定程度保たれるよう、憲法出前講座における配布資料及び講座シナリオの検討、作成も市民・ 高校生部会で行っています。判例を題材にしている ため、規範部分も含めどうしても難しくなりがちな内 容を、いかにわかりやすく興味をもってもらえる内容 にするかが課題になっています。

憲法判例を正しく伝えるという質を維持しながら, 中学生も含めてわかりやすく興味をもってもらえる内容を目指す必要があるため,市民・高校生部会では 日々試行錯誤しながら,シナリオ作成を進めています。

2 憲法出前講座の活動内容

渋谷区立の中学校で5月に憲法出前講座を実施し、 大森夏織副会長、桒原周成会員、山﨑天会員、鹿島 裕輔会員及び当職が参加し、当職が講師を担当しま した。中学1年生から3年生まで270名を超える中学 生が出席し、体育館での講義となりました。

今回の憲法出前講座では、生存権が問題となる朝日訴訟を題材に講座を行いました。社会福祉事務所が生活保護を受けていた朝日茂氏の兄に連絡を取り、毎月1500円を茂氏に支払うように命じた上、600円の生活保護費の支給をストップしたという事案です。

事案の内容を事前に配布した資料を通じて理解してもらった上で、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に触れ、「健康で文化的な最低限度の生活」とは、どのような生活を意味するのかを考えてもらうような内容で講義を行いました。

ただ、朝日訴訟は約60年も前の事案であることから、リアリティーを持たれにくい面があります。そこで、福祉事務所が本人からの生活保護申請の辞退を安易に受け入れ、亡くなってしまった「おにぎり食べたい事件」について、平成19年に実施された北九州市生活保護行政検証委員会の報告書を基に伝え、生活保護の現代的課題を考えてもらいました。

また、今回の出前講座では、憲法は国家権力を縛るものであって、国家権力が市民を規律する法律とは次元が異なるという、憲法の根本的な意義、役割についても伝えました。当職も様々な中学校や高校で憲法出前講座を行っていますが、憲法が国家権力を縛るものであって、市民の基本的人権や自由を守ってくれる重要な役割を担っていることを認識されている方が、教師の方々も含めて、少ないという印象を受けています。

そのため、憲法出前講座では、憲法がそもそも国家 権力を縛り市民の基本的人権や自由を確保している という重要な意義、役割を担っていることを伝える よう心掛けています。